

山北西施第2-2号
令和元年5月7日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
第5条第1項の規定に準じて、（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表
します。

山辺・県北西部広域環境衛生
管理者 並河



（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）
実施方針

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業
マテリアルリサイクル推進施設

実施方針

令和元年5月7日

山辺・県北西部広域環境衛生組合

目次

第1	用語の定義	1
第2	事業内容に関する事項	3
1.	事業名称	3
2.	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3.	公共施設等の管理者	3
4.	事業目的	3
5.	本施設の概要	3
6.	事業方式	5
7.	契約の形態	5
8.	事業期間	5
9.	事業期間終了後の措置	5
10.	事業の対象となる業務範囲	5
11.	事業者の収入について	7
12.	本組合が適用を予定している交付金について	7
13.	関係法令等の遵守	7
14.	事業スケジュール（予定）	7
第3	特定事業の選定に関する事項	8
1.	選定基準	8
2.	選定方法	8
3.	選定結果の公表	8
第4	募集及び選定に関する事項	9
1.	事業者の募集及び選定方法	9
2.	募集及び選定の手順	9
3.	参加資格要件	10
4.	応募者の審査及び落札者の選定	12
5.	落札後の手続き	13
第5	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1.	想定されるサービスの水準・仕様	14
2.	想定されるリスクの分担	14
3.	本組合による事業の実施状況の監視	14
第6	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1.	敷地面積及び配置	15
2.	土地利用規制	15
第7	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
1.	係争事由に係る基本的な考え方	16
2.	管轄裁判所	16
第8	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
2.	本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	17
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4.	その他	17
第9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第10	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1.	議会の議決	19
2.	情報提供	19
3.	応募に伴う費用負担	19
4.	本実施方針に関する担当部署	19

実施方針添付資料

実施方針添付資料-1	事業実施場所.....	20
実施方針添付資料-2	事業実施区域.....	20
実施方針添付資料-3	① 事業スキーム図（案）.....	21
実施方針添付資料-3	② 事業スキーム図（案）.....	22
実施方針添付資料-4	業務範囲分担表.....	23
実施方針添付資料-5	事業範囲（イメージ図）.....	25
実施方針添付資料-6	リスク分担（案）.....	26

第1 用語の定義

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設) 実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本組合	山辺・県北西部広域環境衛生組合をいう。
2	本事業	(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設) をいう。
3	マテリアルリサイクル推進施設	本事業において設計・建設され、運営されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟 (啓発施設を含む) のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めている。
4	本施設	マテリアルリサイクル推進施設をいう。
5	啓発施設	本施設のうち、啓発業務のための設備、部屋、スペース等の総称をいう。
6	啓発事業	主にごみ処理事業に関する啓発のため、啓発施設において行う展示、各種プログラムの実施、イベント開催等の業務をいう。
7	工場棟	マテリアルリサイクル推進施設の内、ごみ処理に関する建屋及びプラント等をいう。
8	プラント	本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備 (機械設備、電気設備及び計装設備等) を総称していう。
9	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
10	DBO方式	Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
11	PFI方式	PFI法に基づく事業方式をいい、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式をいう。
12	PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) をいう。
13	事業者	本組合と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。
14	建設事業者	本組合と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
15	運営事業者	本組合と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当する者をいう。
16	建設JV	本施設の建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設を行う者が代表となる共同企業体 (自主結成) とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
17	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社 (SPC) をいう。
18	応募者	本事業の入札手続きに参加する企業グループをいう。
19	代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
20	協力企業	応募者のうち、代表企業以外の企業をいう。但し、SPCを設立する場合においては、建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
21	構成員	SPCを設立する場合において、建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
22	落札者	応募者の中から本事業を実施するとして、本組合が選定する者をいう。
23	事業契約/特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。

No.	用語	定 義
24	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
25	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
26	基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本組合と落札者の間で締結される協定をいう。
27	基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、本組合と落札者で締結する契約をいう。
28	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
29	運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運営事業者が締結する契約をいう。
30	建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
31	運営業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
32	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
33	要求水準書 建設業務編	本事業における建設業務に係る要求水準書をいう。
34	要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
35	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設)

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 マテリアルリサイクル推進施設

種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

山辺・県北西部広域環境衛生組合 管理者 並河 健

4. 事業目的

山辺・県北西部広域環境衛生組合 (以下「本組合」という。) は、県の政策を受けて、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町の2市7町1村から構成され、平成28年4月に設立した。

本事業は、天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町 (以下「7市町村」という。) が、既存施設の老朽化及び運営に伴うさまざまな財政負担を削減するため、地元のご理解とご協力の下、広域化処理として新ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設) (以下「本施設」という。) の整備を行うものである。新施設の整備にあたっては、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用 (発電、再資源化等) などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に広域化を目指すことになった。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名称：マテリアルリサイクル推進施設
建設予定地：奈良県天理市櫛本町3246番1 外41筆 (実施方針添付資料-1 事業実施場所 を参照)
事業実施区域面積：敷地面積約1.6 ha

マテリアルリサイクル推進施設	工場棟	<p>1) 構成施設：不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、プラスチック処理施設、ペットボトル、びん、缶、ストックヤード</p> <p>2) 処理対象物</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ</p> <p>イ プラスチック製容器包装</p> <p>ウ ペットボトル</p> <p>エ びん</p> <p>オ 缶</p> <p>カ 紙類</p> <p>キ 古着</p> <p>ク 小型家電</p> <p>ケ 有害ごみ：電池類、蛍光灯類、温度計類</p> <p>3) 処理方式：破碎、選別、圧縮・梱包、保管等</p> <p>4) 施設規模</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ 13.7 t/5h×1系列 (不燃ごみ；9.1t/5h) (粗大ごみ；4.6t/5h)</p> <p>イ プラスチック製容器包装 4.1t/5h×1系列</p> <p>ウ ペットボトル 1.3t/5h</p> <p>エ びん 3.0t/5h</p> <p>オ 缶 1.4t/5h</p> <p>カ スtockヤード 紙類 38.7m³/日 (271m³/7日) 古着 2.3m³/日 (17m³/7日) 小型家電 4.7m³/日 (33m³/7日) 有害ごみ 0.1m³/日 (1m³/7日)</p> <p>5) その他の要件</p> <p>ア 見学通路を用いて普及啓発を行うための設備（フリーマーケットを行えるスペースの確保、ピクチャーレールの設置等）</p>
	管理棟・啓発施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>ア 啓発施設：啓発活動用多目的スペース、図書コーナー、各種啓発設備、会議室、運営事業者事務室、受付、書庫等</p> <p>イ 本組合事務所、局長室等</p> <p>管理棟と啓発施設は一体で整備し、マテリアルリサイクル推進施設と同じ敷地に別棟で設置するものとする。</p>
	関連施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>計量棟、洗車場、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等</p> <p>なお、啓発施設への動線と搬入車両動線とを分けて、啓発施設用の駐車場を設ける。</p>

6. 事業方式

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

落札者として選定された企業グループは、建設事業者として本施設の建設業務を行う。

さらに、落札者は、25年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。但し、特別目的会社設立の有無については提案による。

また、啓発事業の実施に関する契約期間は供用開始から5年間とし、6年目以降の啓発事業の受託者は、供用開始後5年目に選定する。なお、管理棟・啓発施設（本組合事務所、局長室、組合更衣室、湯沸室を除く。）の維持管理は6年目以降も運営事業者が行う。

7. 契約の形態

- 1) 本組合は、落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等に係る基本協定を落札者と締結する。
- 2) 本組合は、基本協定に基づき、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- 3) 本組合は、基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は本施設の建設業務について要件を満たす共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。
- 4) 本組合は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する（基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）。
- 5) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3 ①、② 事業スキーム図(案)」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- 1) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和6年1月まで
- 2) 運営期間 : 令和6年2月から令和31年1月まで（25年間）
※但し、啓発事業の実施に関する契約期間は令和6年2月から令和11年1月までの5年間とする。

9. 事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後約50年間にわたって使用することを前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つこととする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後21年目（令和26年2月以降）から、本組合及び事業者は協議を開始すること。

啓発事業については、運営開始4年目（令和9年2月以降）から、事業期間終了時の措置について本組合と協議する。また、事業者は引き継ぎに関して協力すること。

10. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「（仮称）

新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編（案）」に示すとおりとする（「実施方針添付資料-4 業務範囲分担表」及び「実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）」参照）。

1) 事業者が行う業務

① 本施設の設計に関する業務

- ア 本施設の設計（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品の監修含む。）
- イ 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ウ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体設計
- エ 本組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- オ その他許認可申請支援
- カ 本施設の設計のセルフモニタリング
- キ 宅地造成の許可申請（全区域）

② 本施設の建設に関する業務

- ア 本施設の建設（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品の監修含む。）
- イ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体撤去
- ウ 建設工事に係る許認可申請等
- エ 本施設の建設のセルフモニタリング
- オ 開発行為及び宅地造成に係る造成工事（全区域）

③ 本施設の運営に関する業務

（マテリアルリサイクル推進施設）

- ア 受付業務
- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務
- エ 情報管理業務
- オ 環境管理業務
- カ 防災管理業務
- キ 保安・清掃業務
- ク 周辺住民等対応業務
- ケ 可燃・不燃残渣の運搬（エネルギー回収型廃棄物処理施設まで。）
- コ 有価物の引き渡し（引き取り業者まで。）
- サ マテリアルリサイクル推進施設の運営セルフモニタリング
- シ その他これらに付帯関連する業務

（啓発施設）

- ス 受付業務
- セ 維持管理業務（稼働時に整備されている備品のうち、固定式のもの（移動できないもの）以外の設備）
- ソ 事前申込者に対する見学対応（エネルギー回収型廃棄物処理施設の案内を含む。）
- タ 啓発業務（環境学習の支援、ワークショップの開催等）
- チ 啓発施設の運営セルフモニタリング
- ツ その他管理棟・啓発施設運営に必要な業務

2) 本組合が行う業務

① 本施設の設計・建設に関する業務

- ア 用地の確保
- イ 住民対応
- ウ 本施設の交付金申請手続

- エ 本施設の設計・建設モニタリング
- オ その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営に関する業務
 - ア 住民対応
 - イ 運営モニタリング
 - ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - エ 有価物等の引取企業の確保
 - オ その他これらを実施する上で必要な業務

11. 事業者の収入について

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書において示す。

- 1) 本施設の建設業務に係る対価
本組合は、本施設の建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者を支払う。
- 2) 本施設の運營業務に係る対価
本組合は、本施設の運營業務の対価として、運營業務費を運營業務者に支払う。
有価物の売却益等が発生した場合は本組合へ帰属する。

12. 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。

交付金の申請等の手続は本組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

13. 関係法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①落札者の決定 | 令和2年4月下旬 |
| ②基本協定締結 | 令和2年5月上旬 |
| ③仮契約の締結 | 令和2年6月上旬 |
| ④契約議案の本組合議会議決 | 令和2年7月上旬 |
| ⑤（特定）事業契約の締結 | 令和2年7月中旬 |
| ⑥本施設の設計・建設 | 事業契約締結日～令和6年1月 |
| ⑦本施設の運営 | |
| マテリアルリサイクル推進施設 | 令和6年2月～令和31年1月（25年間） |
| 啓発施設 | 令和6年2月～令和11年1月（5年間） |

第3 特定事業の選定に関する事項

1. 選定基準

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の軽減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

2. 選定方法

本組合の財政見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出した上で、現在価値評価に換算することにより評価を行う。なお、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せて公表する。
なお、特定事業として選定しない場合においても、同様に公表する。

第4 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ（以下「応募者」という。）が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	令和元年5月7日（火）
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	令和元年5月21日（火）
③ 上記②への回答	令和元年6月11日（火）
④ 入札公告及び入札説明書等の公表	令和元年8月16日（金）
⑤ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和元年8月下旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和元年9月上旬
⑦ 入札参加資格審査書類受付期限	令和元年9月末
⑧ 入札参加資格審査結果通知	令和元年10月上旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和元年10月中旬
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和元年10月下旬
⑪ 対面的対話	令和元年11月中旬
⑫ 事業提案書の受付期限	令和2年1月末
⑬ 落札者決定及び公表	令和2年4月下旬
⑭ 基本協定締結	令和2年5月上旬
⑮ 事業契約仮契約締結 (SPCを設立する場合は特定事業仮契約締結)	令和2年6月上旬
⑯ 契約本契約	令和2年7月中旬

2) 実施方針に関する質問・意見の受付

本実施方針についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

① 受付期間

本実施方針公表日から令和元年5月21日（火）午後5時までとする。

② 提出方法

本実施方針と同時に本組合ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mail に添付し送付する。

ア 送付先

山辺・県北西部広域環境衛生組合 施設建設課 施設建設係
(電子メール) shisetsukensetsu@city.tenri.nara.jp

イ タイトル

「(提出者名) - (仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業(マテリアルリサイクル推進施設) 実施方針に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本組合が到達確認メールを返信する。

3) 入札公告(入札説明書等の公表)

入札公告は、令和元年8月16日(金)に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、落札者決定基準及び様式集を公表する。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。建設業務、運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本組合圏域内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本組合圏域内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、建設業務、運營業務を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループとする。
- ② 応募者の企業グループの中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 代表企業は、構成7市町村の住民等を対象とした雇用に配慮すること。
- ④ 企業グループの構成メンバーの変更は認めない。但し、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 企業グループの構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。但し、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 企業グループの構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、協力企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)

ア 資本関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。

a) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条4号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記⑥のア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる

者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員又は協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本組合の構成7市町村のいずれかの入札参加資格者名簿（平成30・31年度）に登録されていない者

ウ 本組合の構成7市町村のいずれかの指名停止措置を受けている者

エ 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

ク 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

ケ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

サ 本組合が準用する7市町村それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者

シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

ス 本組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定発注支援業務 受託者

株式会社エックス都市研究所

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の建設及び運営の各業務を行う者として、以下のアからウの各項目の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、少なくとも主たる業務を行う1社が以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 本組合の構成7市町村のいずれかの競争入札参加資格者名簿（平成30・31年度）の清掃施設工事の登載者であること。

- (エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のDBO方式又はPFI方式による竣工実績を過去10年間以内に1件以上有すること。
 - a) マテリアルリサイクル推進施設で同一敷地内の処理設備能力の合計が15t/日以上であること。
 - b) 手選別ラインが1系列以上あること。
- (オ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- イ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件
建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、少なくとも主たる業務を担う1社は(ア)、(イ)及び(ウ)を満たす企業であること。
 - (ア) 本組合の構成7市町村のいずれかの競争入札参加資格者名簿（平成30・31年度）の建築一式工事の登載者であること。
 - (イ) 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
 - (ウ) 奈良県内に本店又は営業所、支店を有すること。
- ウ 本施設の運営を行う者の要件
本施設の運営を行う企業で、少なくとも主たる業務を行う1社は以下の要件を全て満たすこととする。
 - (ア) 廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む。）を1件以上有すること。
 - (イ) 本施設の運営にあたり、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、マテリアルリサイクル推進施設で施設規模15t/日以上施設の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
 - (ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために電気主任技術者をはじめとしてその他必要な資格者を配置できること。
 - (エ) 啓発施設の運営にあたり、1年以上の啓発施設の運営実績のある協力企業を応募者に含めることとし、協力企業から啓発施設の運営実績を有する者を1名以上配置できること。

③ 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類受付期限日とする。
- イ 落札者決定日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。
- ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者決定を取り消す。この場合において、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

1) 審査機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本組合が設置した山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業

者選定委員会において審査を実施する。

2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

② 事業提案審査

事業提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

④ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本組合ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

本組合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

① 運営事業者の本店所在地は本施設の住所とすること。

② 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

③ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。

④ 運営事業者の株主は、本組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、建設業務及び運營業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務、運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-6 リスク分担(案)」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 本組合による事業の実施状況の監視

本組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の建設業務及び運營業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本組合は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域約1.6 ha（全区域）

（「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照）

2. 土地利用規制

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1) 都市計画区域 | : 都市計画区域内 市街化調整区域 |
| 2) 用途地域 | : 指定なし |
| 3) 都市計画決定 | : ごみ処理場 |
| 4) 防火地域 | : 指定なし |
| 5) 高度地区 | : 指定なし |
| 6) 日影規制 | : 指定なし |
| 7) 建ぺい率 | : 70% |
| 8) 容積率 | : 400% |
| 9) 緑化 | : 奈良県景観計画に従うこと |
| 10) その他 | |
| ① 農用地 | : 指定なし |
| ② 宅地造成法 | : 指定あり |
| ③ 砂防法 | : 指定なし |
| ④ 地すべり等防止法 | : 指定なし |
| ⑤ 急傾斜地法 | : 指定なし |
| ⑥ 自然公園法 | : 指定なし |
| ⑦ 文化財保護法 | : 指定なし ※平成32年試掘調査予定有り |

第7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本組合は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 運営期間においては、本組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。
- 3) 上記1)又は2)により、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本組合は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第 10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本組合は、建設工事請負契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

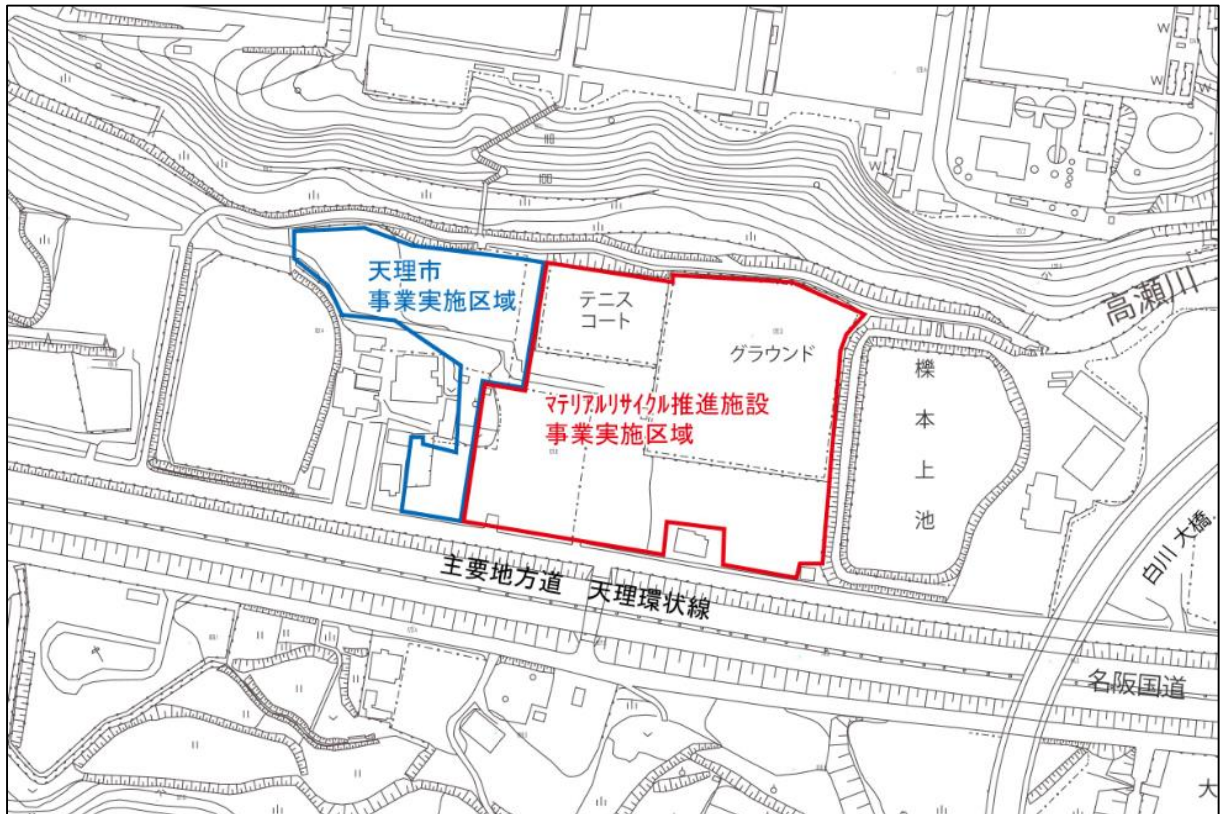
4. 本実施方針に関する担当部署

山辺・県北西部広域環境衛生組合 施設建設課 施設建設係
〒632-8555 奈良県天理市川原城町605 天理市役所内
(電子メール) shisetsukensetsu@city.tenri.nara.jp

実施方針添付資料-1 事業実施場所



実施方針添付資料-2 事業実施区域

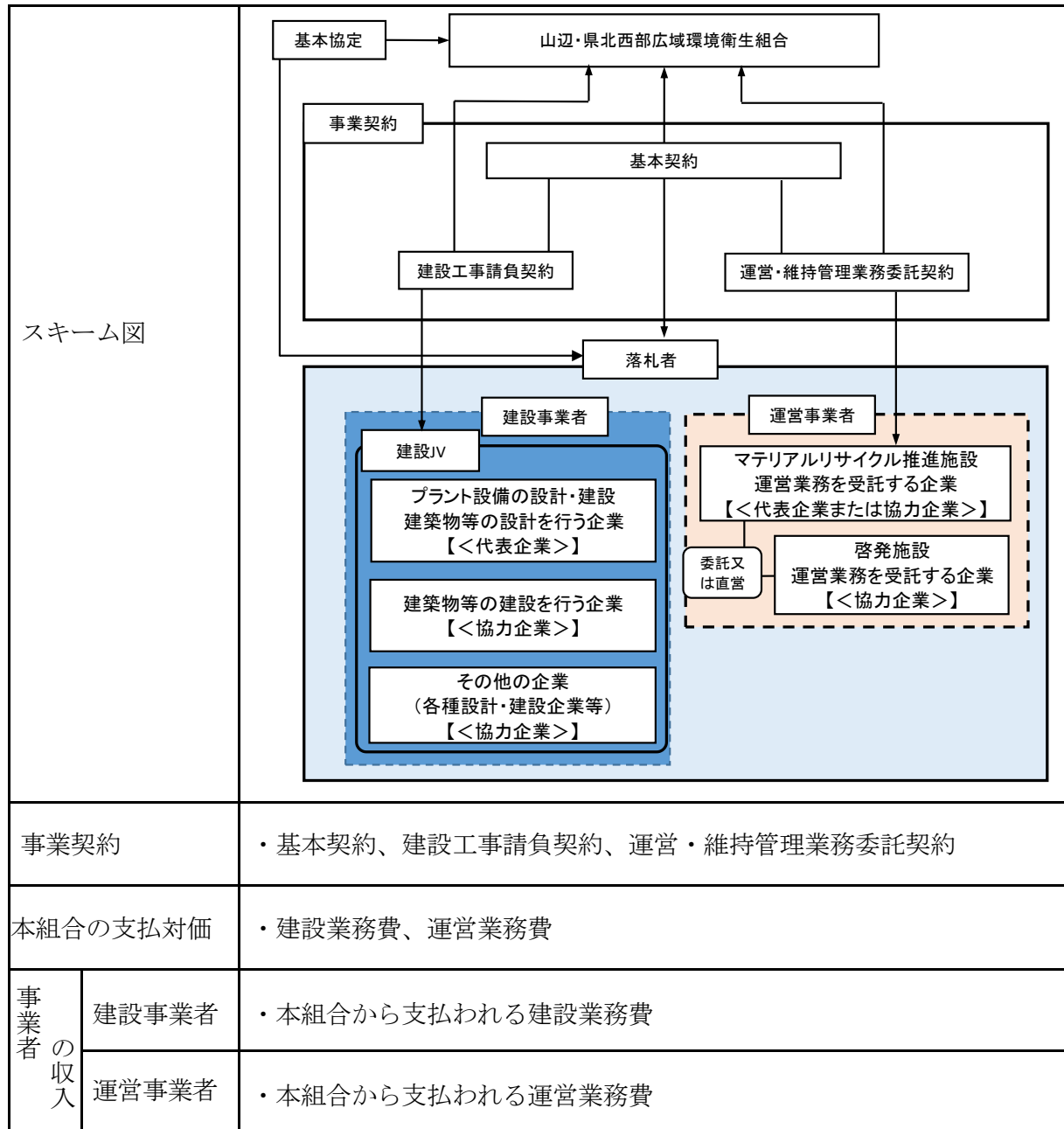


※事業実施区域面積約1.6ha（マテリアルリサイクル推進施設事業実施区域）

出典：電子国土基本図（国土地理院ホームページ）

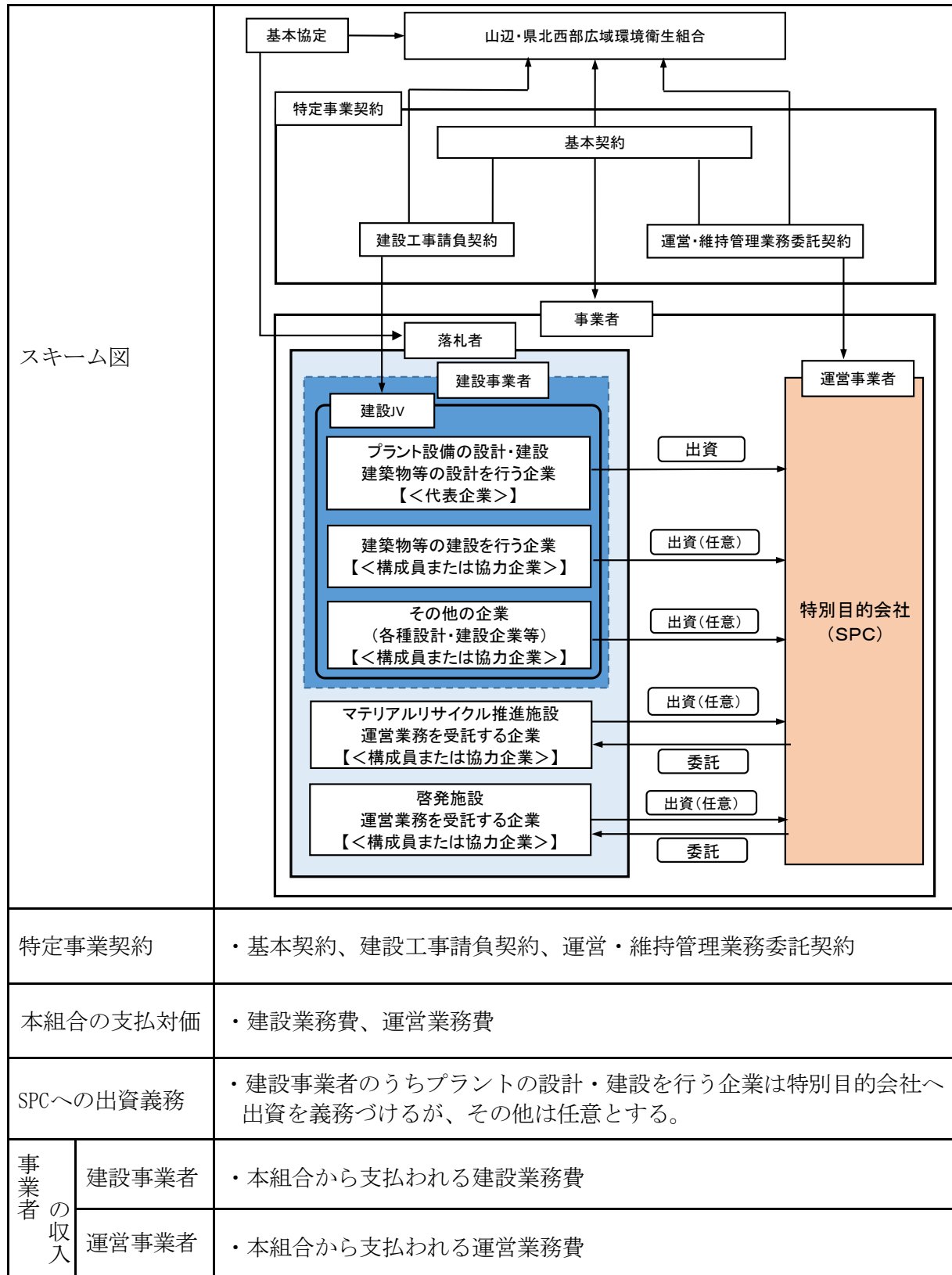
実施方針添付資料-3 ① 事業スキーム図 (案)

1. 特別目的会社 (SPC) を設立しない場合



実施方針添付資料-3 ② 事業スキーム図 (案)

2. 特別目的会社 (SPC) を設立する場合



実施方針添付資料-4 業務範囲分担表

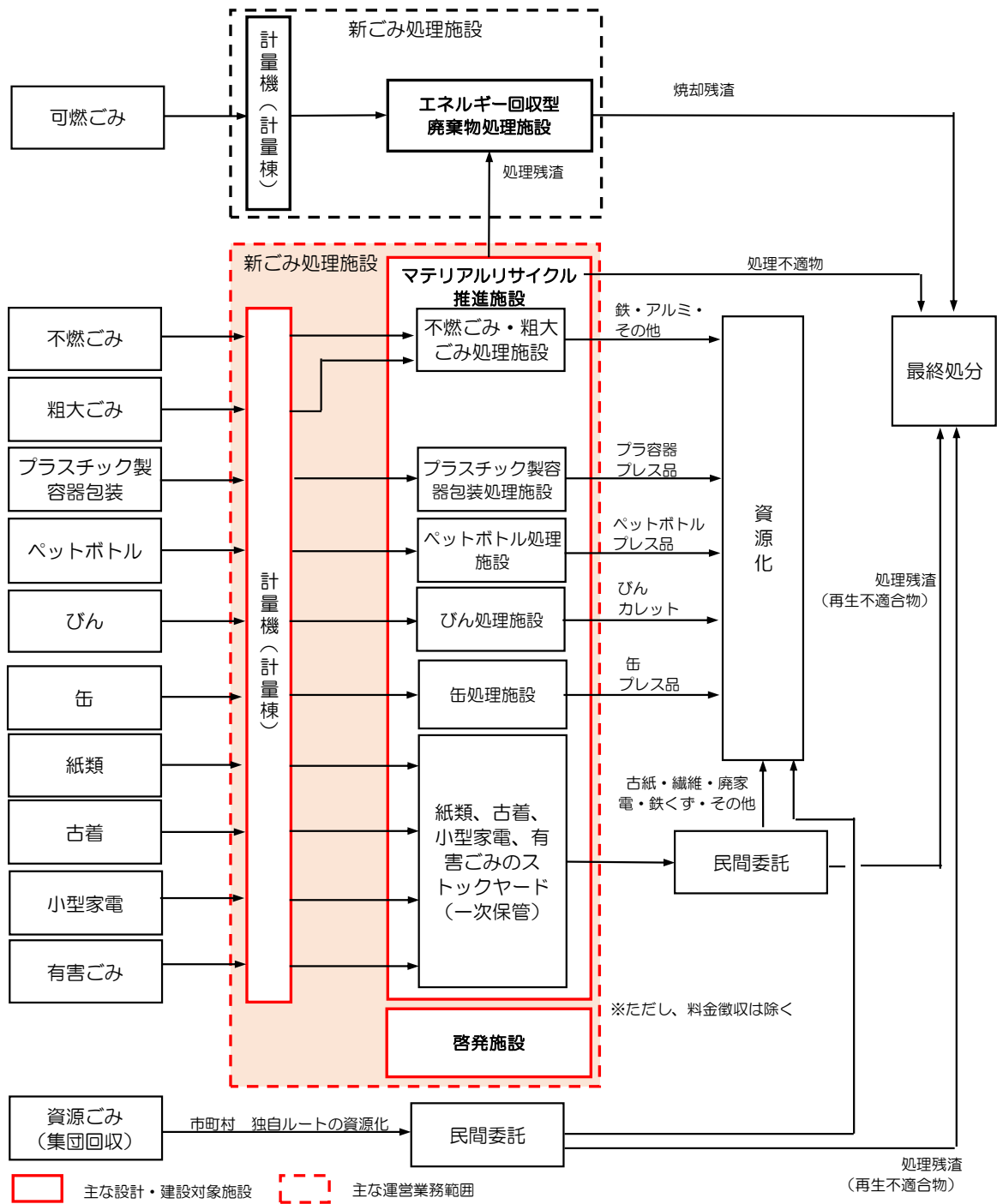
(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本組合	事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画	○		
	・一般廃棄物実施計画	○		
	・施設への搬入計画	○		
用地取得	・用地の確保	○		
	・施設整備に係る許認可手続	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う。
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・実施設計	▲	○	副は設計監理を行う。
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・施工		○	
	・施工管理		○	
	・工事監理	○		建築士法に関する工事監理は事業者が行う。
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
	・工場棟の管理		○	
	・管理棟の管理		○	本組合事務所、局長室、組合更衣室、湯沸室の電気料金、水道料金等のインフラ関連費用は、事業者の負担とする。
	・マテリアルリサイクル推進施設の見学者通路の管理		○	
受付管理	・搬入ごみの受入判定		○	
	・計量		○	
	・料金徴収	○ (天理市)		料金徴収の対象は天理市からの直接搬入のみとする。
運営管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業		○	
	・搬入監理（不適物混入防止の監視）	▲ (各市町村)	○	不適物を混入させた事業者に対する本組合の構成市町村による訪問調査を行う。
	・受入出物のごみ組成調査		○	
	・搬出物の運搬	○		但し、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
	・啓発施設の運営管理		○	啓発事業の運営及びその事業に伴う人数、配置の提案について管理する。
	・工場見学者（議会議員、自治体職員）対応	○	▲	
	・工場見学者（自由見学者）対応		○	事前予約以外の見学者の最低限の安全確保を行う。

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本組合	事業者	備考
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・精密機能検査実施	○	▲	副は情報提供、調査への協力、必要な書類作成を行う。
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する。
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理（排ガス、粉じん等）		○	
	・作業環境管理		○	
有価物の処理・処分	・有価物の資源化	○		
	・有価物の処分	○		
	・有価物の引き渡し（本組合・引き取り業者まで）		○	
	・可燃・不燃残渣の運搬（エネルギー回収型廃棄物処理施設まで）		○	運搬費用の負担も含む。
災害対応	・災害時見学者等対応	▲	○	主は災害時における見学者（来訪者含む）、運営事業者及び本組合職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う。
	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・設計図書等施設情報の管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
情報管理	・情報セキュリティ	▲	○	施設運営に関するデータ及び見学者等に関する個人情報の漏洩対策のためのセキュリティソフトの購入・管理等。
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う。

実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）



実施方針添付資料-6 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	本組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	本組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	議会リスク	(12)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	周辺住民対応リスク	(13)	本組合が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(14)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(15)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(16)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(17)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(19)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(20)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(21)	本組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
全期間共通	金利変動リスク	(22)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(23)	金利変動に伴う本組合における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(24)	設計・建設・運営期間中の物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(25)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(26)	天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用	○	
	債務不履行リスク	(27)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(28)	本組合の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
事故発生リスク	(29)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○	
設計段階	測量・調査リスク	(30)	本組合が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(31)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(32)	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(33)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(34)	本組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(35)	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(36)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
工事費増加リスク	(37)	本組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○		
建設段階	工事遅延リスク	(38)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
		(39)	着工後の本組合の指示等、本組合の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(40)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
		(41)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の工事遅延による本施設工事遅延に関するもの	○	
	一般的損害	(42)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	(43)	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
(44)		試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
運営段階	運営開始遅延リスク	(45)	本組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(46)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(47)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(48)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(49)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(50)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(51)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
	不適物処理リスク	(52)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(53)	施設設計・施工に関するもの		○
		(54)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(55)	運営不備に関するもの		○
		(56)	収集車に関するもの	○	
		(57)	警備不備等による第三者の行為に関するもの(想定できない第三者の行為に関するものは除く)		○
		(58)	事故・火災等に関するもの		○
		(59)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	○	
		(60)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		○
施設瑕疵リスク	(61)	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○	